事後評価シート

学校町 ・											
_	・ド 事務事業名 6-3-1 心身障害者福	畐祉手当支給哥	 事業			所管部課 保健福祉部障害福祉課					
事務事	事務事業の目的 在宅の心身障害者に引祉の増進を図る。	<u></u> 手当を支給する	軽減と福	事業の区分 総合計画							
業の概要	15,500円(都制度)、都制度 筋萎縮症の場合は月額6,50 所得・年齢等の受給制限あり	非該当で、身障手 00円、身障手帳3・	度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の場合は月額 ・帳1・2級、愛の手帳1~3度、脳性まひ・進行性 4級、愛の手帳4度は月額5,500円(市制度)。 ・条例、西東京市心身障害者福祉手当 条例								
	事業開始時期	実施形態 🖸 直営 🗌 委託 🗌 補助 🔲 その他()									
評価指	活動指標名 申請件数		活動指標の考え方(定義) 申請した人の数								
担標の設	成果指標名 1次 受給件数 1次 市制度受給件数	成果指標の考え方(定義) 1次 受給した人の数(都制度と市制度での受給者総数) 1次 都制度対象外で市制度で手当を受給している件数									
定	2次	•••••	2次								
	T					17年度 18年度					
	事業費(A)		半山	410,367	16年度 411,093		10平度 411,282				
	国庫支出金		· '	710,007	711,000	700,270	711,202				
	都支出金		╵╌╖╵	307,737	309,767	307,163	310,248				
	地方債		· 千円								
	その他] '								
	一般財源		<u> </u>	102,630	101,326		101,034				
	所要人員(B)	······································	<u></u>	0.5	0.5	0.5	0.5				
	人件費(C)=平均給与 x	(В)	千円	4,137	4,164	4,093	4,093				
事務	総コスト(D)=(A)+(C) 単位当たりコスト		千円	414,504	415,257	412,333	415,375				
事		5件数)	千円	130	133	135	#DIV/0!				
業	歳入	111 XX /	千円	307,737	309,767	307,163	310,248				
デー		目標値	人			3,205	3,161				
タ	活動指標 	実績値	人	3,180	3,120	3,060					
	活動指標	目標値									
	· ·	目標値	人			3,205	3,161				
	1次成果指標 	実績値	人	3,180	3,120	3,060	 				
		目標値	人								
	1次成果指標 	実績値	人	1,516	1,471	1,416	······································				
	2次成果指標	目標値 実績値									
	市民・関連団体等	特に取っていない。、65歳以上で手帳を取得した場合、手当が非該当となるため、「なぜか?」といった意見は寄せられている。									
事業環境	26市のサービス水シ (平均値、本市の)	月額(最高基準額) 比較で17位。最高額 青梅市で15,500円、最低額 三鷹・昭島・町田・清瀬・東久留米市で4,000円。平均値(全市合計÷全市数)7,274円。16市が難病者福祉手当との併給制限有									
児	運営上の制約 外部要因	東京都の手当に関しては条例によるもので、市が見直し・変更等ができるものではないが、市単独分の手当については制約はない。所得制限については20歳未満は扶養義務者の所得、20歳以上は本人所得により支給認定を行っている。									

コード		I II	事務事業名									
6-3-1									ᆿᇚᇠ 建福祉部障害福祉課			
【事業所管部評価】										-		
	証項目		1十1四1		選	択基準				ランク	選択理由、特記事項等	
1目的・目標	目的の 当性	受 1 上位施策の目的 &			と一致していない・上位施策がない。					1	障害者の負担の軽 減にはなっている。	
	目標の 当性	妥 1	目標に関する	る検討を何も行っていない						1	·	
	緊急性	± 3	どちらかと言え	と言えば、実施した方がよい						3		
2 市が関	法的義 性	務 3	法律での規定	定はな	いが条例で実施することが規定されている					3	民間の保険加入者が障害者になって	
	必要性	<u>±</u> 2	豊かな市民会	民生活の形成に寄与するサービスである							受ける給付金以外 では手当の支給は ない。	
性与す			他に同種・類	同種・類似サービスを提供しているのは、他の公共団体のみである						4		
3 内		1 市民(庁内)ニーズが把握できていない、または、ニーズ把握が曖昧で説明できない							V	1	手当そのものの額が適正であるかどう	
さの	規模・法 法の妥当		1 事業規模や方法は過去を踏襲しており、特に見直していない								かについては、障害 者のモデルケース についてシュミレー	
道 切	公平性	<u>±</u> 2	直接の対象 '	象は、特定属性の一部の市民または団体である						2	ションする必要がある	
4 適 施	有効性		1		はあまり取り組んでいない				V	1	手当の支払い時期、申請方法等については都の要綱	
適切さ 実施手段	効率性	± 1	1	s計画や目標等に基づいたコスト低減には特に取り組んでいない							に準じており適正さ を欠いたものではな	
の	独自性	± 1	■甲都、庁区	内に同:	種の目的を有する(類似	い重複を含む	()他の事務事業	が複数ある 	_	1	ι I.	
合	計									[21]		
		評価	i結果		- 100- / 41	判断理由、説明等 兄を勘案し、標準的な支払額・方法となっていると思われるが、それが適正な						
総合評価	 ○ 改善 □ 抜 □ 休 	継続実施 的 るが		的に るが、 神障	原・所得制限等の条件になっているかについては他のサービス・助成制度なども含め相対 的に検証する必要がある。また、手当の支給対象は身体障害者及び知的障害者となってい が、自立支援法の制定に伴い、精神障害者もその対象として検討しなければならない。精 神障害者手帳交付者は561名(16年度~17年度。市の手当5500円をベースにすると約 ,700万円要する。							
申請もれ、過払いなどが起こりにくいシステムの見直しにより適正な支出を行う。また、本年度策定予定の福祉計画に一定の指針を盛り込む。 改善点												
二次評価		□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善·見直し □ 抜本的見直し □ 休止 □ 廃止		心身障害者の生活基盤を支援するという視点から、難病者福祉手当など併給されるの他の手当の状況、及びその他の支援サービス(自動車燃料助成等々)を総合的にらえ、障害者に対する給付事業全体として他団体との比較を行い、併給制度の廃止含めて給付水準の適正について検討が必要である。さらに今後、障害者自立支援法及び介護保険制度の改正に伴い、東京都制度の見しが想定されるが、これにあわせて廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。						7)を総合的に捕給制度の廃止を 京都制度の見直		
	基本部 平価		拡充 継続実施 改善・見直し 抜本的見直し 休止 廃止	J	本市の場合、合併と 財政環境の変化への の平均に留意して、 心身障害者福祉手 いない。 よって、併給廃止に	の対応や、 本市のサー 当と難病者	時代ニーズにあ -ビス水準の適 福祉手当の併約	5った事業の再 正化を図る必要 給は、26市のほ	構築 更があ ほとん	をし [.] る。	ていくため、26市	